

DIPS対応国土交通省電子許可承認申請講座

第17回 2018年 11月13日 13:30【火】

第18回 2018年 12月11日 13:30【火】

■講座のポイント

当協会では、2017年の7月より国土交通省の「無人航空機飛行許可・承認書」取得講座を実施しております。

今現在でも許可承認書を取得しないままドローンを飛行させている方や、取得はしていても、その許可承認の範囲を超える飛行を行っている方も見受けられます。

法令に違反し、一つでも事故を起こせば、ドローンを取り巻く環境はさらに厳しくなりかねません。

この4月からは申請方法も航空局の申請システム「DIPS」からの電子申請に移行されました。本講座では、この「DIPS」を利用して、ドローンの許可承認申請書作成専門の行政書士の指導の下、**講座の時間内に「一定の条件」の申請書を作り上げ、即日申請**する内容となっております。(審査期間は最低約2週間)

■講座概要

講義時間： 13:30から15:00ごろまで

作成申請書： 大阪航空局向け申請書（国交省ドローン基盤システムより申請します）

申請条件： ①メーカー：DJI社ドローンで

航空局指定「**資料の一部を省略することができる無人航空機**」であること

②機体数量：2機まで（シリアル番号必要）

③申請人数：3名まで

④許可承認：「人又は家屋の密集している地域の上空」

「人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行

「目視外飛行」※「夜間飛行」

受講料：16,200円（税込）

開講定員：2～6名（開催前日までに予約要）

必要なもの：ノートパソコン・申請機体のシリアル番号・各申請者の住所、氏名

申請責任者の氏名・加入保険の名称

※「夜間飛行」の承認申請、4名以上の飛行（1人あたり）

機体3機以上（1機あたり）の申請、いずれも+2000円（税別）がかかります。

ただし、「**認定証**」の交付が条件となります。

一般財団法人
熊本県ドローン技術振興協会

 **みらい法務事務所**
行政書士・Financial Planner

(一財) 熊本県ドローン技術振興協会
代表 096-289-6700

メール contact@kumamoto-drone.org

行政書士・FPみらい法務事務所
代表 096-200-1410

メール info@mirai-go-fp.net